

被害者等通知制度

加害者が刑事処分になった場合

加害者が刑務所に収容された場合又は保護観察付執行猶予の判決を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。



ご利用方法 (申出からの流れ)

申出書の提出



受付

加害者に対し有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁に申出書を提出していただくことになります。申出は、加害者の刑事裁判が確定した後であればいつでもできます。

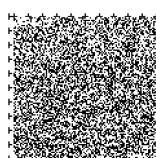
詳しくは、各検察庁の被害者支援員又は事務担当者にお尋ねください。

検察庁被害者
ホットラインは
こちら

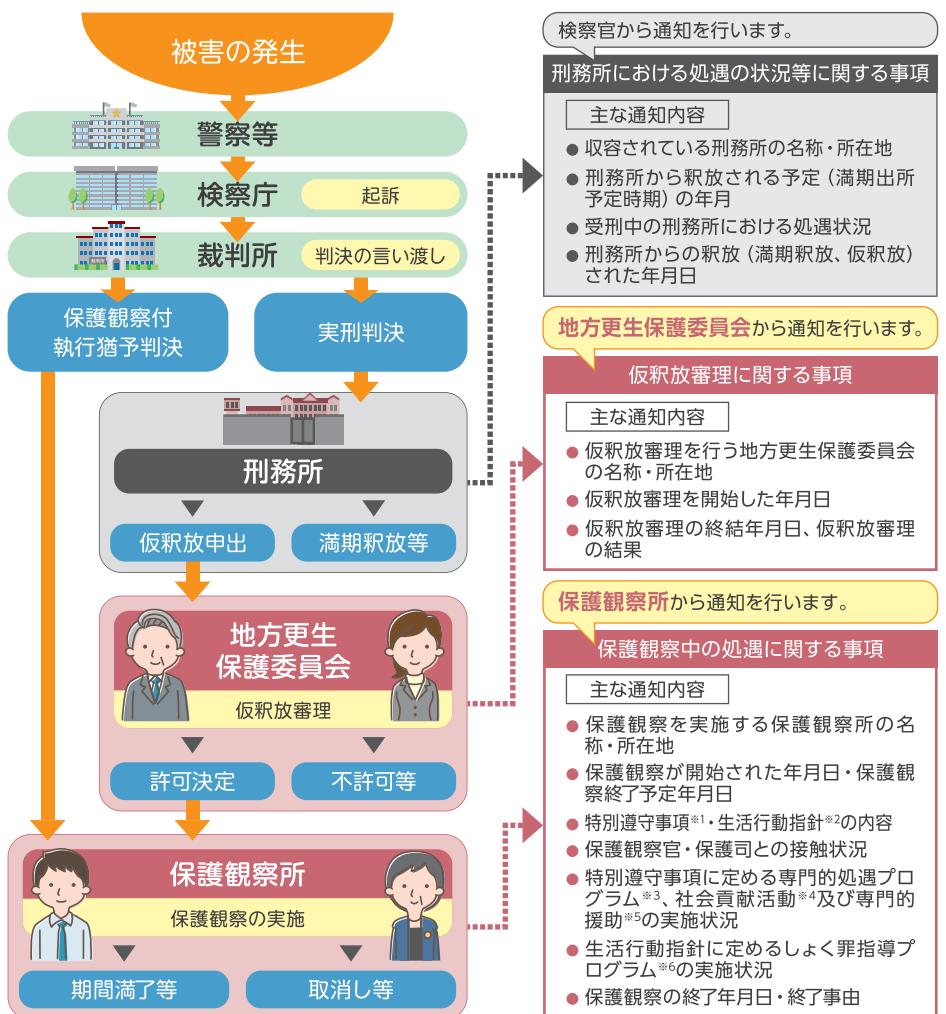


通知

通知を希望された事項について、書面の郵送や電話などによりお知らせします。



- ※1 特別遵守事項とは、加害者が保護観察期間中に守らなければならない約束事であり、必要に応じて保護観察対象者ごとに定められています。
- ※2 生活行動指針とは、これに即して生活し、行動するよう努めなければならない努力義務であり、必要に応じて、保護観察対象者ごとに定められるものです。
- ※3 専門的処遇プログラムとは、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるもので、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムがあります。



*4 社会貢献活動とは、保護観察対象者に地域社会に役立つ活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図り、再犯の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。

*5 専門的援助とは、規制薬物等への依存の改善など特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助です。保護観察所以外の更生保護施設などの関係機関等において実施されます。

*6 ショク罪指導プログラムとは、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すものです。

